

平成 27 年度第 3 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 28 年 2 月 10 日（水）に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1 日 時 平成 28 年 2 月 10 日（水） 午後 2 時～ 午後 4 時

2 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）2 階 大会議室

3 議事要旨

○第 1 号議案：阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

○第 2 号議案：「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第 3 号議案：「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第 4 号議案：「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第 5 号議案：「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第 6 号議案：「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

【議案の説明】

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針となるもので、平成 15 年度に、全ての都市計画区域について策定し、その後、社会経済情勢の変化等に対応するため、おおむね 5 年ごとに定期的な見直しを実施している。

今回は 2 回目の定期見直しとして、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化や「21 世紀兵庫長期ビジョン」、「まちづくり基本方針」等の上位計画の改定内容を踏まえた変更を行う。

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容等

21 世紀兵庫長期ビジョンの展望年次である平成 52 年の都市の姿を展望しつつ、平成 32 年を目標年次として、県内 6 地域の広域的な圏域ごとに、都市づくりの基本方向、長期的に目指すべき地域の将来像、区域区分の決定の有無、都市づくりに関する方針等を示す。

[概要]

変更する都市計画及び対象となる都市計画区域

市町名	変更する都市計画	都市計画区域
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町	阪神地域都市計画区域マスタープラン 〔 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	阪神間
明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市、多可町	東播磨地域都市計画区域マスタープラン 〔 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	東播 中 東条 吉川

市町名	変更する都市計画	都市計画区域
姫路市、たつの市、太子町 福崎町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市、佐用町	西播磨地域都市計画区域マスタープラン 〔中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〕	中播 西播 山崎 西播磨高原
豊岡市、新温泉町、香美町、養父市、朝来市	但馬地域都市計画区域マスタープラン 〔豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〕	豊岡 浜坂 香住 八鹿 和田山
篠山市、丹波市	丹波地域都市計画区域マスタープラン 〔篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〕	篠山 丹波
洲本市、淡路市、南あわじ市	淡路地域都市計画区域マスタープラン 〔洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〕	洲本 淡路 南あわじ

【主な意見等】

第1号議案については、財政負担が多額であり費用対効果に疑問がある事業が記載されていることから、また第2号から第4号議案については第1号議案と同様の理由および社会情勢の変化等により見直しが必要と思われる事業が記載されていることから反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

- 第7号議案：阪神間都市計画都市再開発の方針の変更
- 第8号議案：東播都市計画都市再開発の方針の変更
- 第9号議案：中播都市計画都市再開発の方針の変更
- 第10号議案：阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 第11号議案：東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 第12号議案：中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 第13号議案：阪神間都市計画防災街区整備方針の変更
- 第14号議案：東播都市計画防災街区整備方針の変更
- 第15号議案：中播都市計画防災街区整備方針の変更
- 第16号議案：西播都市計画防災街区整備方針の変更
- 第17号議案：阪神間都市計画区域区分の変更
- 第18号議案：東播都市計画区域区分の変更
- 第19号議案：中播都市計画区域区分の変更
- 第20号議案：西播都市計画区域区分の変更
- 第21号議案：阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更（良元・生瀬特別緑地保全地区の変更）

【議案の説明】

(1) 都市再開発の方針について

市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、計画的な再開発が必要な市街地及び再開発促進地区を定める。

阪神間都市計画区域では平成15年度に、東播都市計画区域及び中播都市計画区域では平成16年度に都市再開発の方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化等を踏まえた変更を行う。

[概要]

①地区等の考え方

地区等名	地区の概念
計画的な再開発が必要な市街地	土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等
再開発促進地区	重点的に市街地の整備を推進すべき地区
特に整備課題の集中が見られる地域（課題地域）	土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域

②定める地区等

都市計画区域名	計画的な再開発が必要な市街地		再開発促進地区	
阪神間都市計画区域	33 地域	約 13,586ha	18 地区	約 172.7ha
東播都市計画区域	16 地域	約 1,801ha	8 地区	約 90.2ha
中播都市計画区域	17 地域	約 5,305ha	14 地区	約 295.0ha

(2) 住宅市街地の開発整備の方針について

大都市地域において、住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標及び方針並びに重点地区を定める。

阪神間都市計画区域では平成21年度に、東播都市計画区域及び中播都市計画区域では平成22年度に住宅市街地の開発整備の方針を定めた。

今回は、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化等を踏まえた変更を行う。

[概要]

①地区の考え方

地区名	地区の概念
重点地区	「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区

②定める地区

都市計画区域名	重点地区	
阪神間都市計画区域	8 地区	約 606.7ha
東播都市計画区域	4 地区	約 73.8ha
中播都市計画区域	3 地区	約 188.2ha

(3) 防災街区整備方針について

市街化区域内において、密集市街地の防災に関する機能の確保と合理的かつ健全な土地利用を図るため、防災再開発促進地区及び防災公共施設を定める。

阪神間都市計画区域では平成15年度に、東播都市計画区域、中播都市計画区域及び西播都市計画区域では平成16年度に防災街区整備方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、防災再開発促進地区等における事業の進捗状況等を踏まえた変更を行う。

[概要]

①地区等の考え方

地区等名	地区の概念
防災再開発促進地区	密集市街地のうち、市町における整備の優先度が高い地区
防災公共施設	特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止及び避難上確保されるべき機能）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設。
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災・減災に対する知識の普及等を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域

②定める地区

都市計画区域名	防災再開発促進地区	
阪神間都市計画区域	4地区	約 120.5ha
東播都市計画区域	2地区	約 2.2ha
中播都市計画区域	2地区	約 23.0ha
西播都市計画区域	2地区	約 41.4ha

(4) 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を阪神間都市計画区域では昭和45年に、東播都市計画区域、中播都市計画区域及び西播都市計画区域では昭和46年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っている。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、区域区分の変更を行う。

[概要]

阪神間都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積* (ha)	変更種別
1	三田市	貴志	約 0.06	編入
2		福島	約 9.00	編入
3	西宮市	宝生ヶ丘	約▲3.60	逆線
4		北六甲台北	約▲2.30	逆線
5	宝塚市	仁川高丸1丁目	約 0.05	編入
6		仁川うぐいす台①	約 0.02	編入
7		仁川うぐいす台②	約 0.70	編入
8		武庫山1丁目	約 0.01	編入
9		雲雀丘山手2丁目	約 0.02	編入
10		山手台東5丁目	約▲1.10	逆線
11		山手台	約▲0.90	境界
12	川西市	丸山台2丁目	約▲0.01	編入
13		東畦野山手1丁目	約 0.01	編入
14		向陽台1丁目	約 0.01	編入
15		猪名川河川区域	約▲1.28	境界

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

東播都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積* (ha)	変更種別
1	明石市	朝霧北町	約▲0.10	境界
2	加古川市	水足	約 0.60	境界
3		北野	約 0.02	境界
4	高砂市	高砂西港	約 3.40	編入

5	三木市	広野5丁目	約 0.90	編入
6		西自由が丘2丁目	約 0.05	編入
7		さつき台2丁目	約 0.07	編入
8		平田	約▲0.20	逆線
9		巴	約▲0.60	逆線
10		本町3丁目	約 0.20	境界
11		情報公園都市	約 0.00	境界
12	小野市	敷地町	約 0.04	境界
13	西脇市	野村西	約▲0.85	境界
14		野村東	約▲0.38	境界
15		野村北	約 0.47	境界
16	加東市	上滝野	約 0.06	編入

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

中播都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積** (ha)	変更種別
1	姫路市	北平野六丁目	約 0.20	編入
2		網干区浜田	約▲3.10	境界
3	たつの市	栄	約 0.20	編入
4		正條	約 1.60	編入
5		中井	約 3.50	編入
6		中井①	約 0.10	境界
7		中井②	約▲0.20	境界
8		四箇	約▲0.70	境界
9		下霞城	約 0.20	境界
10		沢田	約▲0.10	境界
11	福崎町	西光寺	約▲0.04	逆線
12		南田原	約 0.34	境界
13	太子町	太田小学校	約▲0.10	境界

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

西播都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積** (ha)	変更種別
1	相生市	相生港埋立	約 3.23	編入
2	上郡町	大持・井上	約▲5.10	逆線

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

(5) 阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更（良元・生瀬特別緑地保全地区の変更）

既に市街地を形成している区域であることから、区域区分の見直しに伴い、市街化区域に編入する区域を削除する。

[概要]

・ 名称、面積等

名 称	面 積	備 考
良元・生瀬特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区)	約 223ha	

【主な意見等】

第7号及び第10号議案について、市の財政負担が大きいことや、過大な開発計画であることから、また第8号議案について、第2号議案と同様の理由から反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第22号議案：阪神間都市計画道路の変更

(3.3.152号臨港線ほか4路線の変更)

【議案の説明】

(臨港線)

武庫川右岸線の廃止及び西宮市決定の大浜老松線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(建石線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(戎線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道又は並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(今津西線)

西宮市決定の学園線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(武庫川右岸線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域 延長	構造					
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員			
幹 線 街 路	3.3.152	臨港線	西宮市東鳴尾町1丁目	西宮市下葎原町	西宮市東町1丁目	約5,660m	地表式	4車線	27m			
	車線の数の内訳		4車線			約3,500m						
	車線の数の内訳		2車線			約2,160m						
	3.4.161	建石線	西宮市西波止町	西宮市神園町	西宮市川東町	約3,680m	地表式	4車線	20m			
	車線の数の内訳		4車線			約2,390m						
	車線の数の内訳		2車線			約1,290m						
	3.4.163	戎線	西宮市浜町	西宮市和上町	西宮市宮前町	約850m	地表式	2車線	20m			
	3.4.164	今津西線	西宮市今津西浜町	西宮市上甲東園3丁目	西宮市津門宝津町及び森下町	約5,510m				地表式	2車線	16m
			なお、西宮市今津水波町及び今津曙町地内に今津駅前広場を設ける。									
	3.5.165	武庫川右岸線	西宮市上田東町	西宮市甲子園口北町	西宮市武庫川町	約4,700m	地表式	2車線	15m			



【主な意見等】

なし

【採決の結果】
原案どおり可決

○第 23 号議案：東播都市計画道路の変更
(3. 2. 20 号播磨中央幹線ほか 1 路線の変更)

【議案の説明】

(播磨中央幹線)

明石市決定の長坂寺線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(江井ヶ島松陰新田線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

[概要]

- ・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線	3. 2. 20	播磨中央幹線	明石市小久保2丁目	明石市二見町西二見	明石市藤江、大久保町谷八木、魚住町西岡	約 9, 320m	地表式	4 車線	30m
	3. 3. 101	江井ヶ島松陰新田線	明石市大久保町江井島	明石市鳥羽	明石市魚住町金ヶ崎	約 5, 880m	地表式	4 車線	27m
街路	車線の数の内訳		4 車線			約 5, 140m			
			2 車線			約 740m			

【主な意見等】

なし

【採決の結果】
原案どおり可決

○第 24 号議案：東播都市計画道路の変更
(3. 6. 25 号天川線ほか 3 路線の変更)

【議案の説明】

(天川線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

(浜幹線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(梅井島線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(荒井環状線)

高砂市決定の洗川左岸線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

[概要]

- ・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3. 6. 25	天川線	高砂市 曾根町 字橋ノ向	高砂市 曾根町 字内新田		約 830m	地表式	2車線	11m	➡ 廃止
	3. 4. 26	浜幹線	高砂市 高砂町 朝日町2丁目	高砂市 曾根町 字前浜	高砂市 伊保崎 5丁目	約 4,580m	地表式	2車線	16m	
	3. 2. 260	梅井線	高砂市 伊保崎南	高砂市 松陽4丁目	高砂市 伊保4丁目	約 1,860m	地表式	4車線	30m	
	3. 4. 263	荒井 環状線	高砂市 高砂町 朝日町1丁目	高砂市 伊保2丁目	高砂市 荒井町 若宮町	約 2,430m	地表式	2車線	16m	

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第25号議案：西播都市計画道路の変更
(3.5.30号国道373号線ほか1路線の変更)

【議案の説明】

(国道373号線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

(南部幹線)

沿道の土地利用状況などから、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから一部区間の線形、幅員及び区域の変更を行う。

[概要]

- ・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3. 5. 30	国道 373号線	上郡町 上郡 字本谷 筋ノ八	上郡町 上郡 字町家ノ一	上郡町 上郡	約 1,540m	地表式	2車線	13m	➡ 廃止

	3. 5. 205	南部 幹線	上郡町 高田台 2丁目	上郡町 山野里 字甲池ノ上	上郡町 与井、竹万	約 5,370m	地表式	2車線	14m
--	-----------	----------	-------------------	---------------------	--------------	-------------	-----	-----	-----

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第26号議案：豊岡都市計画道路の変更

(3.5.3号塩津元町一日市線ほか5路線の変更)

【議案の説明】

(塩津元町一日市線)

周辺の市街地形成や沿道の土地利用状況などから、一部区間の線形、幅員及び区域の変更を行う。

(今森江本線)

沿道の土地利用状況などから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(東條町弘原線)

沿道の土地利用状況などから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(柳福住線)

当該路線の一部が存する地区が、出石城下町景観形成重点地区に指定され、歴史的な町並みを保存する必要があることから、沿道の土地利用状況などを踏まえ、当該路線の都市計画を廃止する。

(川原町線)

当該路線の一部が存する地区が、出石城下町景観形成重点地区に指定され、歴史的な町並みを保存する必要があることから、沿道の土地利用状況などを踏まえ、当該路線の都市計画を廃止する。

(小人町線)

当該路線が存する地区が出石城下町景観形成重点地区に指定され、歴史的な町並みを保存する必要があることから、沿道の土地利用状況などを踏まえ、当該路線の都市計画を廃止する。

[概要]

・位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線	3.5.3	塩津元町一日市線	豊岡市 九日市上町 字下河原	豊岡市 一日市 字毘沙門	豊岡市 城南町 元町	約 4,410m	地表式	2車線	12m
	3.5.7	今森江本線	豊岡市 今森字平津	豊岡市 今森 字後溝	豊岡市 今森	約 430m	地表式	2車線	13m
街路	3.6.260	東條町弘原線	豊岡市 出石町入佐 字入佐町	豊岡市 出石町 弘原 字久喜	豊岡市 出石町町分 字谷口	約 1,370m	地表式	2車線	8m

3. 6. 262	柳福住線	豊岡市 出石町柳 字柳町	豊岡市 出石町 福住 字松ノ内	豊岡市 出石町松枝 字松枝町	約 380m	地表式	2車線	11m	➡ 廃止
3. 6. 263	川原町線	出石町 柳字柳町	出石町 町分 字久喜	出石町川原 字川原町	約 670m	地表式	2車線	11m	➡ 廃止
3. 6. 264	小人町線	出石町 柳字柳町	出石町 小人 字御蔵線	出石町小人 字小人町	約 660m	地表式	2車線	11m	➡ 廃止

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 27 号議案：香住都市計画道路の変更

(3. 5. 211 号香住村岡線の変更)

【議案の説明】

当該路線は、山陰近畿自動車道の整備により、市街地の交通が減少したことや、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

[概要]

- ・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3. 5. 211	香住村岡線	香美町 香住区 香住字 竹ノ内	香美町 香住区 香住字 日ヶ下	香美町 香住区 香住	約 550m	地表式	2車線	12m	➡ 廃止

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 28 号議案：篠山都市計画道路の変更

(3.6.171 号中央線ほか 2 路線の変更)

【議案の説明】

(中央線)

当該路線が在する地区は、歴史的景観形成地区に指定され、歴史的街並みを保存する必要性があるとともに、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、名称を篠山西線と中央線に変更する。

(篠山北線)

当該路線の一部が在する地区は、歴史的景観形成地区及び重要伝統的建造物群保存地区に指定され、歴史的街並みを保存する必要性があるとともに、当該路線に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、名称を篠山東線に変更する。

(城東線)

当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止する。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.5.171	篠山西線	篠山市 東岡屋 字武士目嶋	篠山市 西町 字柚ノ木	篠山市 東岡屋 字鳥居前	約 750m	地表式	2車線	12m
	3.5.172	篠山東線	篠山市 河原町	篠山市 糯ヶ坪 字赤早稲	篠山市 糯ヶ坪 字7ヶ通り	約 510m	地表式	2車線	12m
	3.6.173	城東線	篠山市 南新町	篠山市 二階町	篠山市 東新町	約 800m	地表式	2車線	8m
	3.6.574	中央線	篠山市 西新町	篠山市 北新町	篠山市 北新町	約 530m	地表式	2車線	8m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 29 号議案：洲本都市計画道路の変更

(3.6.339 号内田立川線の変更)

【議案の説明】

周辺の土地利用状況などから、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3.6.339	内田立川線	洲本市由良四丁目	洲本市由良一丁目		約2,010m	地表式	2車線	8m	➡ 廃止

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第30号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県知事が、兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、骨材及び路盤材として再資源化するためのがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設を、都市計画上支障がない位置に建築しようとするものである。

[概要]

- ① 位置 加東市天神字北山1228番39他19筆
- ② 面積 約36,000㎡
- ③ 施設の概要 がれき類の破砕施設
- ④ 処理能力 600t/日

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班
(078) — 362 — 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、4月下旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。